

那覇広域都市計画区域（11市町村）における  
区域区分の変更  
に関する都市計画の案作成についての公聴会を開催します

〔1〕区域区分に関する都市計画を変更します。

那覇広域都市計画区域（那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町（旧東風平）の行政区域全域）については、都市計画法第7条の規定により昭和49年8月1日に市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分（通称＝線引き）の都市計画が定められ、昭和58年4月14日に第1回目の線引き見直しを行い、その後、定期的な見直しを行っており、令和4年11月22日と令和5年3月31日に第7回目の定期見直しを行いました。

この都市計画は、関係市町村と県が住民の協力を得ながら進めております住みよいまちづくりの基本となる都市計画であり、那覇広域都市計画区域を、優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と無秩序な市街化を抑制する市街化調整区域に分けて、市街地の整備を効率的に進めるために定めるものです。

これまで、住民の皆様のご理解とご協力に基づき、法の適切な運用を行ってきておりますが、今回、第7回目の定期見直しの際に特定保留地区（人口フレーム）として位置づけられた照屋地区を市街化区域に編入する計画の変更原案を作成いたしました。

公聴会は、この計画の変更原案に対し、住民の皆様のご意見を反映していくため開催するものであり、公述を希望する方は公聴会において、この原案に対する意見を述べることができます。

〔2〕公述を希望される方へ

公聴会で公述を希望される方は、令和7年7月31日（木）17時までに次の公述申出書を下記宛に提出してください。

あて先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

（公述申出書の様式）

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

公述申出書

|     |             |  |     |  |
|-----|-------------|--|-----|--|
| 公述人 | 住 所         |  |     |  |
|     | ふりがな氏 名     |  |     |  |
|     | 年 齢         |  | 職 業 |  |
|     | 電話（自宅）（勤務先） |  |     |  |

令和7年8月7日（木）に開催される那覇広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案を作成することについての公聴会で、別紙のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- 注）1. 公述申出書及び別紙は、日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の縦長とする。
2. 別紙には意見の要旨及びその理由を区分して記載し、A4判用紙で800字程度とする。
3. かい書で横書きとする。
4. 様式は、縦覧場所及び沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課のホームページから入手できます。

公述できる方は、那覇広域都市計画区域内の市町村に住所を有する方に限ります。

公聴会では、公述人になっていただく方の数及び意見を述べる時間を制限する可能性があることをあらかじめご了承ください。

なお、この場合は公聴会の開催の日の前日までに公述人に通知いたします。

〔3〕公聴会までのスケジュール

令和7年7月1日（火）公聴会開催の県公報公告  
令和7年7月10日（木）住民説明会  
令和7年7月17日（木）～7月31日（木）原案の縦覧  
令和7年7月31日（木）17時 公述申込の締切  
令和7年8月7日（木）公聴会

公聴会は、南風原町立公民館2階研修室（南風原町字喜屋武236番地）で午後7時開会の予定です。また、傍聴については先着順とします。

なお、公述の申し出がない場合、公聴会を開催しないことを、あらかじめご了承ください。

〔4〕区域区分の変更の概要

1. 区域区分の変更の基本方針

別添「那覇広域都市計画区域区分（第7回定期見直し）見直し方針・見直し要領」のとおり

2. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

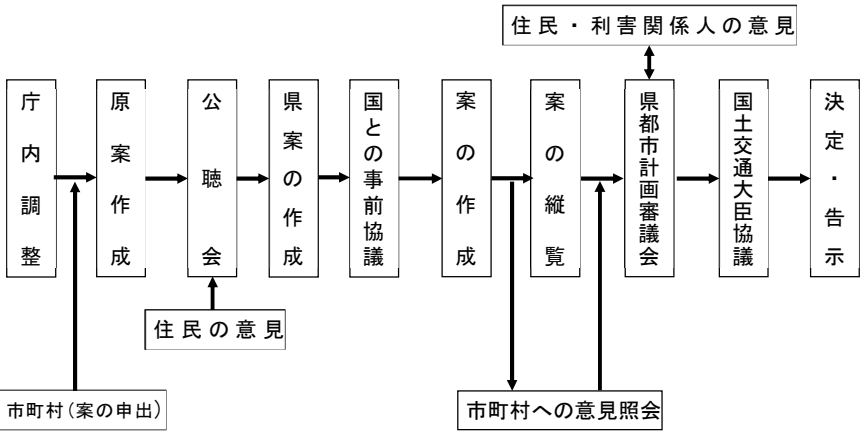
令和7年度 那覇広域都市計画区域区分の変更「照屋地区」  
総括図（原案）に表示のとおり

3. 人口フレーム

| 内 容 \ 年 次    | 平成27年<br>（基準年） | 令和7年<br>（基準年の10年後） |
|--------------|----------------|--------------------|
| 都市計画区域内の人口   | 796千人          | 818千人              |
| 市街化区域内人口     | 708千人          | 729千人              |
| 市街化区域に配分する人口 | －              | 605千人              |
| うち保留する人口     | －              | 124千人              |

〔5〕公聴会から都市計画決定まで

公聴会后、区域区分の変更は、以下の手順で都市計画決定されます。



〔6〕都市計画の変更原案の縦覧について

都市計画の変更原案は、沖縄県（県庁11階エレベーターホール出入口（西側））及び次の市町村都市計画担当課で縦覧することができます。また、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課のホームページでもご覧になれます。

| 市町村名 | 担 当 課          | 連 絡 先        |
|------|----------------|--------------|
| 南風原町 | 経済建設部 まちづくり振興課 | 098-889-4412 |

○縦覧期間：令和7年7月17日（木）から令和7年7月31日（木）まで  
午前9時から午後5時まで  
（土曜・日曜・祝日を除く）

〔7〕公聴会に関するお問い合わせ

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班（TEL：098-866-2408）

南風原町 経済建設部 まちづくり振興課（TEL：098-889-4412）